



経営インサイト

管理部門担当者様にとって注目のテーマに気づきをお届けする

役員を 取り巻く 訴訟に備える!

2021年2月

管理部門注目のイベント

1日～28日……
省エネルギー月間 資源エネルギー庁

1日～3月18日……
サイバーセキュリティ月間
内閣サイバーセキュリティセンター

13日……NISAの日 金融庁

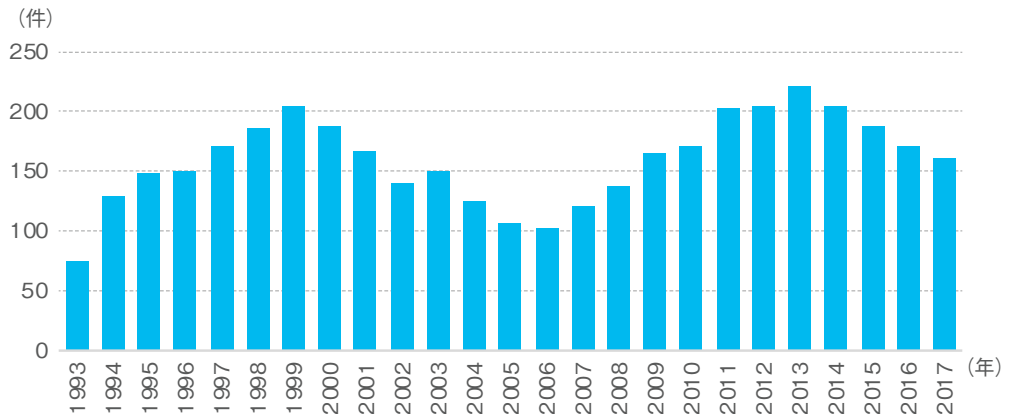
会社を健全に運営するため、正しい経営判断をしなければならぬ会社役員には重い責任があり、その責務を怠った場合は、会社・株主や取引先などによって損害賠償責任を追求されるリスクもあります。近年は、非上場の中小企業であっても、訴訟にさらされる可能性のある時代です。このようなリスクを回避し、安心して会社経営ができるように備えをしておきましょう。

竹下さくら 氏

兵庫県神戸市生まれ。慶應義塾大学商学部にて保険学を専攻。損害保険会社の営業推進部および火災新種業務部を経て、子会社の生命保険会社に出向し引受診査部門を担当。1998年よりファイナンシャル・プランナーとして独立、現在に至る。二児の母。現在は、主に個人のコンサルティングを主軸に、講演・執筆活動を行っている。



図表1 地方裁判所における「株主代表訴訟」の係属件数



※2007年までは商事法務資料版334号。2008年以降は商事法務2170号(最高裁調べ)に基づき筆者作成

会社から責任を求められる「会社訴訟」、
込まれる訴訟は、「株主代表訴訟」のほか、
会社の健全な運営を担う役員等が巻き
込まれる訴訟は、「株主代表訴訟」のほか、

役員等を取り巻く
訴訟の現状



債権者などの第三者から提起される「第三者訴訟」の3つに大別されます。

まず、「株主代表訴訟」は、役員等が経営判断のミスなどで会社に大きな損害を与えたにもかかわらず、会社が役員等に賠償請求（会社訴訟）をしない場合、株主自らが会社に代わって役員等の責任を追及するために起こす訴訟のことです。株主が会社に役員等を提訴するよう請求した後、60日以内に会社が提訴しなければ、株主が会社を代表して役員等を提訴する流れです。これまで、社外取締

役が訴えられたケースもあります。会社が被る損失の原因は特段決められていないため、合併と買収（M&A）、資本提携、製造物責任（PL）事故やリコール、独禁法違反、贈賄防止法違反、不正会計などのほか、最近では、情報漏えい、サイバー攻撃など、さまざまな原

因で株主代表訴訟を提起される可能性があります。あります。

地方裁判所における株主代表訴訟の係属件数は、**図表1**にあるように、1994年以降、急増しています。これは、1993年の商法改正で、株主代表訴訟を提起する際の手数料が賠償請求額にかかわらず一律化された^{※1}ことで提訴しやすくなったことが背景にあり、以後ずっと年間100件超の状態が続いています。

司法判断の基準が一定程度明らかになったことで2000年からいったん沈静化したものの、その後は再び増加に転じました。

近年は減少傾向にありますが、実は、油断できない状態です。それは、株主代表訴訟以外の形で役員が訴えられるケースが増えてきているからです。

2つ目の「会社訴訟」については、近年、不祥事案が発生すると第三者委員会を設置して原因の追及・分析を行うのが通例となってきました。役員の間与度合いによっては、会社自身が原告となって役員に対し損害賠償を請求する事案も増えてきています。

3つ目の「第三者訴訟」の火種も、取引先や提携相手に関わる不祥事などだけでなく、セクハラやパワハラ、過重労働など、例えば自社の従業員が会社役員の

監督義務違反を問う損害賠償請求などさまざまです。

従業員が過労死した際に、全社的な長時間労働を取締役は容易に認識できたにもかかわらず問題が放置されたことが原因とされた事例において、役員が任務懈怠^た責任を負い、遺族から役員個人に対して損害賠償請求されたケースもあります。

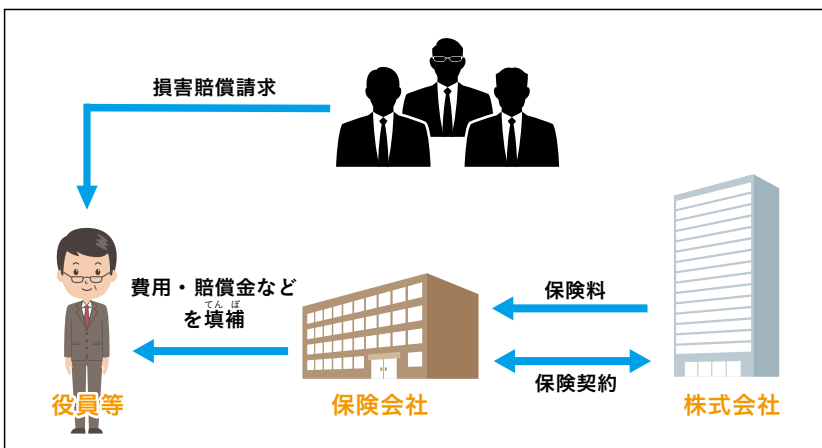
改正会社法と「D&O保険」

そのような状況も踏まえ、役員等に対し訴訟が提起されたとときの経済的負担を少しでも軽減し、制度的にも利用しやすいようにとの趣旨から法定化されるものとして、「D&O保険」と「会社補償（補償契約）」があります。

D&O保険はDirectors and Officers Liability insuranceの略です。DirectorとOfficerは、いずれも役員を意味する言葉のため、日本語では「会社役員賠償責任保険」と呼ばれています。

D&O保険に関しては、こ

図表2 「会社役員賠償責任保険(D&O保険)のしくみ



れまでも上場会社を中心に活用されてきたわけですが、保険料を会社が負担することが報酬規制や利益相反取引規制との関係で問題となるとの見解もありました。このことを受け、令和元年改正会社法において、D&O保険に関する定めが設けられ、保険料を会社が負担できる要件（保険の内容、株主総会手続き等）が明確になりました。

図表2は、D&O保険のしくみを図示

出典：法務省「会社法が改正されます」(<http://www.moj.go.jp/content/001327488.pdf>)

※1 1993年の改正商法により訴訟手数料は一律8,200円となり、その後2004年4月1日より13,000円に改正されています。

図表3 改正会社法における「D&O保険」の定義

<p>「D&O保険」の定義</p>	<p>株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（改正会社法430条の3第1項）</p>
<p>「D&O保険」の対象になるもの</p>	<p>法律上の損害賠償責任を追及され、賠償請求されたときに支払う賠償金や和解等法律上支払うべき賠償金、弁護士への着手金・報酬金・裁判所への手数料・調査費等の争訟費用。罰金や過料、生産物賠償責任保険（PL保険）、企業総合賠償責任保険（CGL保険）、自動車賠償責任保険、海外旅行保険等は除外される。</p>

したものです。会社が保険会社との間で結んだ保険契約のうち、役員等がその職務執行に伴って負った損害を填補するしくみで、役員等を被保険者として契約します。役員等が法律上の損害賠償責任を追及され賠償請求されたときに、賠償金や弁護士への着手金・報酬金、裁判所への手数料・調査費などの争訟費用などがD&O保険から支払われます。

現在、我が国では多くの上場企業が、この保険を活用しているようですが、正確な加入状況などはわかっていません。というのは、この保険に入っているという事実は基本的に伏せられていて、会社側から開示されてはこなかったからです。

よく考えてみれば、役員個人が負うべき賠償責任をカバーするしくみの保険を会社の保険料負担で契約するのはおかしな話です。経営判断ミスの例でいえば、結果的に会社に損害を与えた役員個人の賠償責任を会社側が保険で備えていたと聞けば、その事実を知った人は納得がいかないのではないでしょうか。

そのため、株主代表訴訟などで役員が敗訴した際の損害賠償金や争訟費用を対象とする補償については特約の形で切り離し、特約部分相当の保険料は役員が個人で負担する建付けでこれまで契約されてきました。しかし、2015年に取りまとめられた経済産業省のコーポレート・ガバナンスに関する報告書^{※2}の中で、一定の手続きを経れば保険料を全額会社が負担することも適法であるという考え方が示さ

れたことを契機に、徐々にその認識が広まりました。実際問題として、役員等に就任し訴訟に巻き込まれると、弁護士費用がかかるだけでなく、敗訴時には桁違いの賠償金を負担することになります。賠償請求額は年々高額化する傾向にあり、中には100億円超の事案があるなど、役員個人ではとても支払えない額になる可能性があります。

賠償しきれないまま役員本人が亡くなった場合、その責任はマイナスの財産として遺族に相続されます。つまり、役員になるということは、経営に関する責任について、家族も巻き込まれるリスクがあることを意味しています。役員を務める年齢は相応に高いことが多いですが、株主代表訴訟の原因となる役員等の責任の時効は、長ければ権利を行使することができる時点から10年間と長期に及ぶため、訴えられた際にすでに役員本人は亡くなっていて相続人が被告になるケースもあります。

改正会社法においては、上場会社などは社外取締役を置くことが義務付けられますが、株主や投資家などから経営責任を問われて訴訟に巻き込まれるリスクを警戒されて適正人材を確保できないと危惧する意見も多くありました。また、訴訟を恐れるあまりに消極的な経営になる

ことは、企業の成長戦略において大きなマイナスとなりかねません。そのため、役員等が抱える訴訟リスクに備える際の重要な経営ツールの一つとして、D&O保険の活用が高まっている状況です。

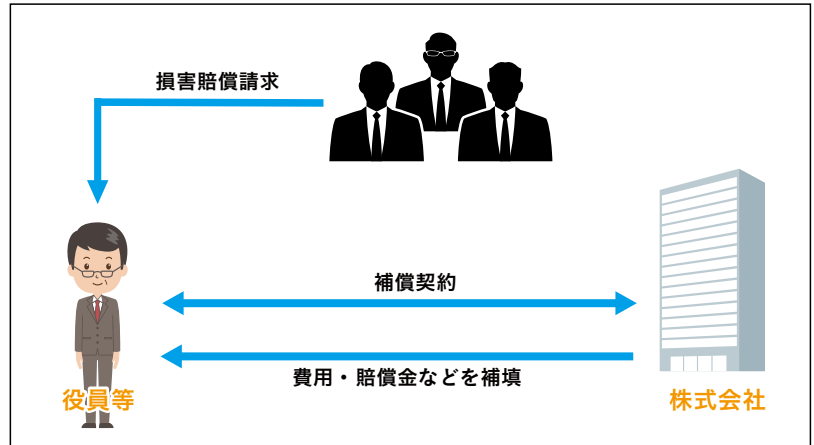


D&O保険とあわせて検討したい「会社補償」

一方、「会社補償」とは、役員等が損害賠償責任を追及された場合に、会社がその役員等の損害賠償責任額や争訟費用を補償することをいいます。従前の実務においては、役員等が法令違反を疑われて訴訟提起を受けた際に、会社が負担可能な費用や損害の範囲などについて、事

※2「コーポレート・ガバナンスの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～ 別紙3」(平成27年7月24日コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会) (https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/corporate_gov_sys/report_001.html)

図表4 「会社補償」のしくみ



出典：法務省「会社法が改正されます」(<http://www.moj.go.jp/content/001327488.pdf>)

案ごとに役員等の過失の有無などを判断して検討する流れで行われていました。それらが改正会社法において、会社補償という形で新たに創設されたのです。さて、よく考えてみると、D&O保険と会社補償は、いずれも会社側が金銭を支出し、一方で役員等が経済的利益を得るといふ利益相反取引の性格を持ち合わせている点が似ていますね。ただし、目的や補償範囲に違いがあるため、実務上は、いずれか一方の制度を

利用するのではなく、D&O保険とあわせて会社補償の導入・整備を検討することが望ましいと考えられています。それぞれの特性を活かし、補完しあえるようにうまく使い分ける位置づけといえそうです。というのも、D&O保険は、通常、保険契約上の免責事由や免責金額、支払限度額などの制約があり、損害や費用の全額を填補することはできないためです。対して会社補償であれば、一定の要件を充たせば損害や費用の全額を補償することも理論上は可能です。会社と役員等との関係で見ると、D&O保険では、会社は保険会社に対して保険料を支払い、保険金は保険会社から役員に支払われるという流れのため、間接的^①です(図表2)。一方、会社補償においては、会社から役員に直接支払われる流れです(図表4)。役員等と会社間における構造的な利益相反類の関係がより、直接的^②といえるため、どのような内容にするか、慎重な判断が必要になります。

「D&O保険」の検討の流れ

保険契約という点、あらかじめ決められたプランの中から選ぶことが少なくありませんが、D&O保険の場合は会社法での規定を踏まえて、補償対象や要件、保険金の上限額、保険料などの詳細について、会社と保険会社との間の交渉で決めることとなります。

なお、会社がD&O保険の契約内容を決定する際には、取締役会(取締役会を設置していない会社の場合は株主総会)での決議が必要となります。ちなみに、すでにD&O保険を保険会社と締結している、改正会社法上、内容変更の必要性がない場合には、経過措置として、取締役会などでの決議を行わなくてもよいことになっています。しかし、D&O保険の契約内容の概要や被保険者などといった一定の事項は、事業報告書に記載が必要^③です。

D&O保険は、これまでは、知る人ぞ知る^④保険でしたが、これからは、知らない人が損する^⑤可能性も。D&O保険の詳細は、取扱いのある損害保険会社にお問い合わせください。

本紙に掲載の記事は2021年1月20日時点での情報を基に作成しております。

発行：株式会社 星和ビジネスリンク

本社：〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビル4階
TEL:(03) 5439-2370(代表) FAX:(03) 5439-2371

●お届けいたしましたのは

※本誌からの無断転載、コピーを禁止します。(非売品)



NISSAY

(生 20 - 6576, 法人開拓戦略室)